

### 3 . 指定地域

用途地域	騒音規制法の区域区分	振動規制法の区域区分	県条例の区域区分
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域の1	法律と同様
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 一部を除く市街化調整区域	第2種区域	第1種区域の2	法律と同様
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 一部の市街化調整区域 ( 弥生新田周辺 )	第3種区域	第2種区域の1	法律と同様
工業地域 一部の市街化調整区域 ( 浮島工業団地 )	第4種区域	第2種区域の2	騒音：第4種区域 振動：第2種区域の2
工業専用地域	適用除外	適用除外	
都市計画区域外	適用除外	適用除外	騒音：第2種区域 振動：第1種区域の2